

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に
係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

外国金融子会社等以外の部分 対象外国関係会社の名称		1	事業年度		2	：	：		
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算									
固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益	固 定 資 産（無 形 資 産 等 を 除 く。）の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額 の 合 計 額	3		無 形 資 産 等 の 譲 渡 損 益	無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 の 合 計 額	23			
	(3)の うち 主 として その 本 店 所 在 地 区 に お い て 使 用 に 供 さ れ る 固 定 資 産（不 動 産 及 び 不 動 産 の 上 に 存 す る 権 利 を 除 く。）の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額（(6)に 該 当 す る も の を 除 く。）	4			(23)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額	24			
	(3)の うち その 本 店 所 在 地 区 に あ る 不 動 産 及 び 不 動 産 の 上 に 存 す る 権 利 の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額（(6)に 該 当 す る も の を 除 く。）	5			(23)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額	25			
	(3)の うち 一 定 の 要 件 を 満 た す 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 行 う 固 定 資 産 の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額	6			(23)－((24)＋(25))	26			
	(3)－((4)＋(5)＋(6))	7			(23)に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額	27			
	(7)に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額（(9)に 該 当 す る も の を 除 く。）	8			(27)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額	28			
	(7)に 係 る 償 却 費 の 額	9			(27)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額	29			
	(8)＋(9)	10			(26)に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額	30			
	(7)－(10) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	11			(26)－(((27)－(28)－(29))＋(30))	31			
	償 却 費 計 算 上 の 適 用 法 令	12	本 邦 法 令 ・ 外 国 法 令						
	無 形 資 産 等 の 使 用 許 諾 に 係 る 収 益	無 形 資 産 等 の 使 用 料 の 合 計 額	13			異 常 所 得 控 除 の 金 額 得	税 引 後 当 期 利 益 の 額	32	
		(13)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 自 ら 行 っ た 研 究 開 発 の 成 果 に 係 る 無 形 資 産 等 の 使 用 料	14				(別 表 十 七（三 の 九）「10」＋「22」＋「31」＋（「34」－「37」）＋「42」＋「49」＋「52」＋「62」）＋(3)＋(13)＋((23)－(27))	33	
(13)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 取 得 を し そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 使 用 料		15		(32)－(33) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	34				
(13)の うち 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 が 使 用 を 許 諾 さ れ そ の 事 業 の 用 に 供 す る 無 形 資 産 等 の 使 用 料		16		所 得 控 除 の 金 額	総 資 産 の 帳 簿 価 額		35		
(13)－((14)＋(15)＋(16))		17			人 件 費 の 額		36		
(17)に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額（(19)に 該 当 す る も の を 除 く。）		18			減 価 償 却 費 の 累 計 額		37		
(17)に 係 る 償 却 費 の 額		19			((35)＋(36)＋(37))×50%		38		
(18)＋(19)		20		(34)－(38) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	39				
(17)－(20) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)		21							
償 却 費 計 算 上 の 適 用 法 令		22	本 邦 法 令 ・ 外 国 法 令						
部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 内 訳									
事業年度		控除未済部分適用対象損失額	当期	控除額	翌期繰越額 (40)－(41)				
		40		41	42				
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
計									
当期分									
合計									